

# 飼料用米の生産に初めて取り組む皆様へ

～ よくある疑問にお答えします ～

Ver. 2

平成26年6月

農林水産省



# ▶ 目 次

---

- ① 新たに飼料用米に取り組む場合に必要な手続を教えてください。 . . . . . 1
- ② 飼料用米の生産に取り組みたいが、売り先はどうやって確保したら良いのか。 . . . . 2
- ③ 保管場所等が新たに必要となるが、使える支援は何かないのか。 . . . . . 4
- ④ 飼料用米にも農産物検査が必要になると聞いたが、どこで受ければ良いのか。 . . . . 5
- ⑤ 飼料用米を検査するための規格がどうなっているのか教えてください。 . . . . . 6
- ⑥ 数量払いに対応して収量を上げたいのだが、多収性専用品種の種籾はどこで  
手に入れれば良いのか。 . . . . . 7
- ⑦ 多収性専用品種を作付けすると主食用品種への混入が気になるが、どうしたら  
良いのか。 . . . . . 8

## その① 新たに飼料用米に取り組む場合に必要な手続きを教えてください。

新たに飼料用米に取り組みたいが、どんな手続きが必要になるのかな。

飼料用米に取り組む場合、「新規需要米取組計画書」を生産年の6月30日までに地方農政局又は地域センターへ提出していただくと助成が受けられます。

【補 足】「新規需要米取組計画書」は、需要に応じた生産や主食用途への流通防止のために作成いただくものです。

- 計画書の様式は、以下のHPからダウンロードできます。  
需要に応じた米生産の推進に関する要領 > 「新規需要米関係」> 取組計画申請関係  
<http://www.maff.go.jp/j/seisan/jyukyu/komeseisaku/>
- また、地域協議会、地方農政局、地域センターでも様式を配布しています。
- 必要な手続等について詳しく知りたい方は、お近くの地方農政局、地域センター  
にお問い合わせください。



## その② 飼料用米の生産に取り組みたいが、売り先はどうやって確保したら良いのか。

飼料用米の生産に取り組みたいが、売り先はどうやって確保したら良いのかな。どこかで斡旋してくれたらなあ。

各地域で安心して飼料用米にお取り組みいただけるよう、現在、国・都道府県・地域農業再生協議会が連携し、**稲作農家と畜産農家とのマッチング活動を進めております。**

\* 飼料用米の利用要望のある畜産農家の情報を知りたい方は、**お近くの地域再生協議会、都道府県、地方農政局、地域センター**にお問い合わせください。

また、近くに畜産農家や配合飼料工場がない地域でも、**全国生産者団体等が地域の飼料用米を集荷し、配合飼料原料として広域的に供給する仕組みを活用できます。**

\* まずは、いつも**主食用米等を出荷している集荷団体**にご相談ください。

【補 足】国内で生産される飼料用米は、主に、① 地域の稲作農家と畜産農家の結びつきによる直接供給と、② 配合飼料メーカーを通じた全国の畜産農家への供給が行われています。

<産地(稲作農家)>



<需要先>



配合飼料  
メーカー

畜産農家



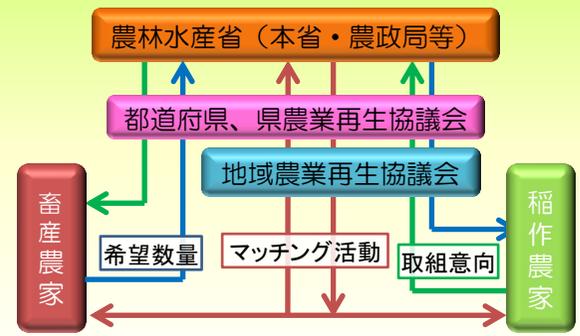
# その②（つづき） 飼料用米の生産に取り組みたいが、売り先はどうやって確保したら良いのか。

## 【補 足 1】 - 稲作農家と畜産農家とのマッチングについて -

マッチング活動では、

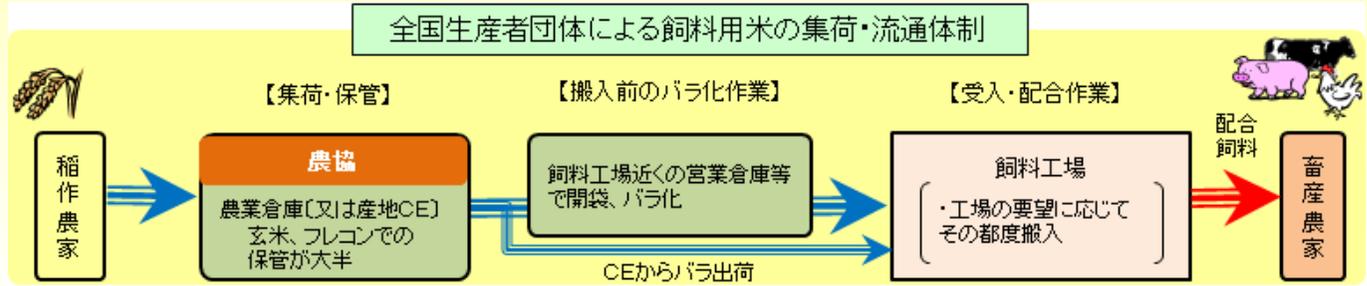
- 飼料用米の利用要望のある畜産農家の情報の産地への提供
- 来年度飼料用米に取り組む意向のある産地情報の畜産農家への提供を行っています。

《マッチングの流れ》



## 【補 足 2】 - 全国の配合飼料メーカーへの供給について -

- 全国生産者団体は、地域農協で集荷した飼料用米を全国各地の飼料工場へ供給しており、近くに飼料工場がない地域でも安心して飼料用米の生産に取り組むことができます。
- また、全国生産者団体以外にも、飼料用米を配合飼料原料として活用したいと考えている配合飼料メーカーがあります。



## その③ 保管場所等が新たに必要となるが、使える支援はないのか。

飼料用米の保管場所が新たに必要になるが、使える支援はないのかな。

農林水産省では、米の産地が利用するカントリーエレベーターや、畜産農家が利用する飼料用米の粉砕機・タンク等の導入などに対する支援を行っています。

なお、新たな投資を最小限にするためには、地域内で空いている既存施設を有効に活用することも重要です。

### 【補 足】 飼料用米の保管等のための施設整備に対する支援

#### ○攻めの農業実践緊急対策



例  
既存の野菜集出荷場を再編し、飼料用米保管施設へ転換

(補助率1/2以内)

#### ○畜産収益力向上緊急支援リース事業



例  
飼料用米保管タンクの導入

(補助率1/3以内)

#### ○強い農業づくり交付金



例1  
飼料用米のカントリーエレベーターの新設

(補助率1/2以内)



例2  
TMRセンターへの飼料用米保管タンクの増設

(補助率1/2以内)

詳しくは、お近くの地方農政局、地域センターへお問い合わせください。



## その④ 飼料用米にも農産物検査が必要になると聞いたが、どこで受ければ良いのか。

飼料用米にも農産物検査が必要になると聞いたが、どこで受ければ良いのかな。

**農産物検査は、登録検査機関が設定する検査場所で行います。**

検査場所の設定に際しては、効率的な検査ができるよう、関係者で話し合うことが重要です。

また、農林水産省では、飼料用米を検査するための簡素な規格を制定しました。

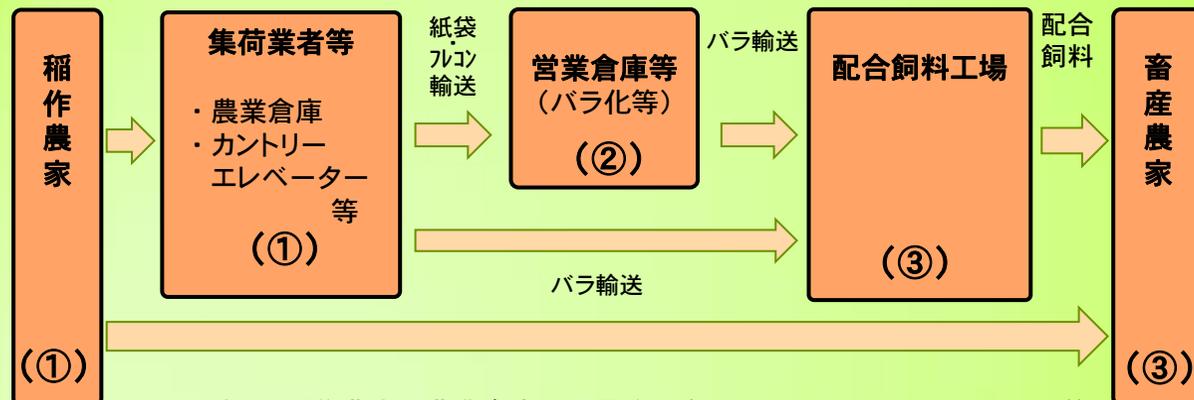
### 【補 足】

➢ 飼料用米の数量確認は**農産物検査の枠組み**で行います。

➢ 飼料用米の検査場所は、登録検査機関が事前に設定した、

**①生産、②流通、③実需** のいずれかの施設となります。

あらかじめ生産者、集荷業者、実需者や登録検査機関との間で検査場所の相談を行って下さい。



① 生産：稲作農家、農業倉庫、共同乾燥施設（カントリーエレベーター）等

② 流通：バラ化作業施設 等

③ 実需：配合飼料工場、畜産農家 等



その⑤ 飼料用米を検査するための規格がどうなっているのか教えてほしい。

飼料用米を検査するための簡素な規格が制定されたと聞いたが、その内容はどうなっているのかな。

農林水産省では、飼料用米の生産・流通・利用の実態を踏まえ、

- 銘柄(産地・品種)は設定しない
- 等級区分は「合格」、「規格外」の2区分とする
- 被害粒は「発芽粒」、「病害粒」、「芽くされ粒」に限定する

などの簡素な規格を制定しました。

### 飼料用米の農産物検査規格

種類		飼料用もみ		飼料用玄米			
品 位	等級区分	合格					
	最高 限度	水分	14.5%		15.0%		
		被害粒	25%				
		異種穀粒	麦	1%		もみ	3%
			玄米及び麦を除いたもの	1%		麦	1%
				1%		もみ及び麦を除いたもの	1%
異物	2%		1%				
規格外	合格の品位に適合しないもみ及び玄米であって、異種穀粒及び異物を50%以上混入していないもの						



数量払いに対応して収量を上げたいんだが、多収性専用品種の種籾はどこで手に入るのかな。



飼料用米の多収性専用品種の種子については、都道府県が需要を把握して供給しているほか、不足する分について、主に（一社）日本草地畜産種子協会が補完的に供給しています。

多収性専用品種での生産に取り組もうとお考えの場合は、**都道府県の農産担当課にご相談**ください。

【補 足】

多収性専用品種導入のメリットを活かすためには、①地域に合った品種の導入、②品種に合った栽培方法の確立、③生産ほ場の団地化等が必要です。

このため、まずは実証栽培等で多収性専用品種に取り組みながら、作り慣れた主食用品種の肥培管理等を工夫し、収量を上げることも有効です。



## その⑦ 多収性専用品種を作付けすると主食用品種への混入が気になるが、どうしたら良いのか。

多収性専用品種を作付けすると、主食用品種に混入しないか心配だな。

主食用品種への混入を防止するためには、ほ場の準備から収穫、乾燥・調製まで、様々な段階で混入防止策を組み合わせることが有効です。

多収性専用品種による飼料用米の栽培方法や混入防止対策については最寄りの普及指導センターの技術指導をご活用いただけます。

### 【補 足】

農林水産省では、飼料用米の多収性専用品種の栽培上の留意点や混入防止対策等を整理した「飼料用米の多収性専用品種に取り組むに当たって—多収性専用品種の栽培マニュアル」を発行し、都道府県に配布しております。

また、以下のURLにも掲載しておりますので、ご参照ください。

<http://www.maff.go.jp/e/seisan/kokumotu/pdf/siryoyoumai3.pdf>

飼料用米の多収性専用品種  
に取り組むに当たって  
—多収性専用品種の栽培マニュアル—  
【平成26年1月22日改訂版】



農林水産省

